

市公式ホームページ計画停止のお知らせ

停止日時 6月6日(木) 14時～14時15分

※作業状況により終了時間は前後する場合があります。

※停止中は市ホームページはご利用いただけません。同じく安来市立病院・各交流センター・各学校のホームページもご利用いただけませんので、ご注意ください。

秘書広報課 TEL 23-3010

介護保険料

世帯の市民税課税状況や本人の所得などに基づいて、令和6年度の介護保険料を決定します。対象

介護保険料、市県民税、国民健康保険税の納付額をお知らせします
納税通知書は6月中旬に発送します。普通徴収の初回（第一期）の納期限は7月1日（月）です。

の人に6月中旬頃、郵送によりお知らせします。
納付方法
保険料の納付方法は、原則、特別徴収（年金からの引き去り）ですが、受給している年金額等により普通徴収（納付書による納付または口座振替）になる場合があります。

① 特別徴収
65歳以上で年額18万円以上の公的年金受給者が対象です。
年金から保険料を差し引いて納付します。

※特別徴収の人は、10月以降の年金からの引き去り額が記載されています（4～8月の引き去り額は4月にお知らせしています）。

- 別刷 市民カレンダー
6月の行事／日曜日・祝日診療など
- 別刷 令和6年度版：市民支援制度
- 別刷 主要電話番号一覧表

今月の表紙

満開のチューリップフェア

あたたかな日差しの中、伯太庁舎近くのチューリップ畑では小さな運転手さん達がチューリップトレインを走らせて安来の春を楽しみました。フェア期間中に見頃を迎え、切り花を求める人、飲食ブースを楽しむ人、たくさんの家族連れでにぎわいました。

撮影日／4月7日

場所／はくたチューリップフェア会場（伯太町東母里）

② 普通徴収
年度の途中で65歳になった人や年金額が年額18万円未満の人などで特別徴収できない人が対象となります。

③ 併用徴収
前年度の途中で保険料段階が変わった人などのうち、今年度の8月または10月に新たに特別徴収が開始になる人が対象です。「特別徴収」と「普通徴収」の両方の方法で保険料を納付します。

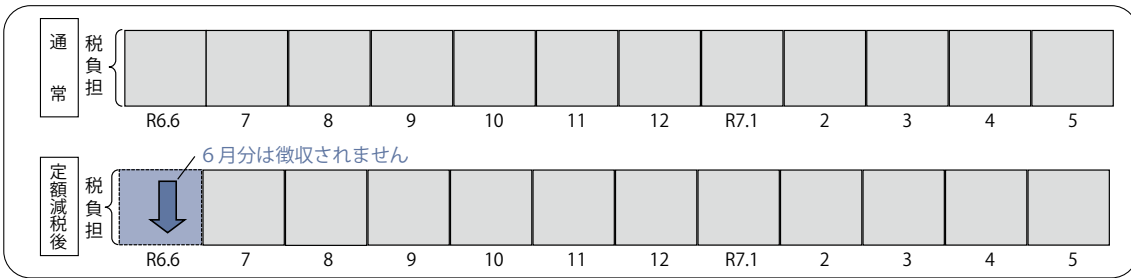
【問い合わせ】
介護保険課

☎ 23・3293



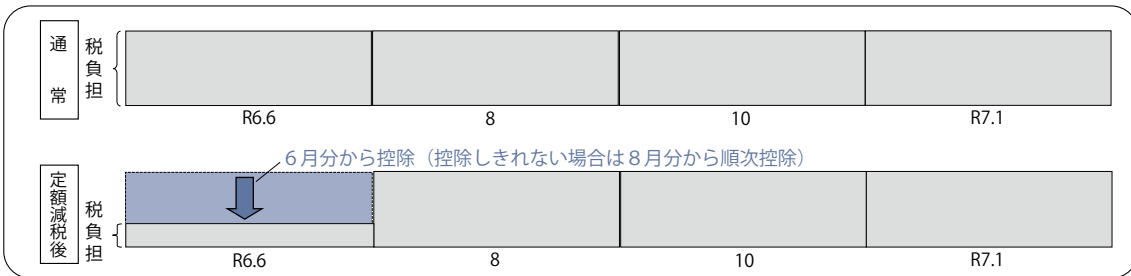
①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の人）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月でならされます。



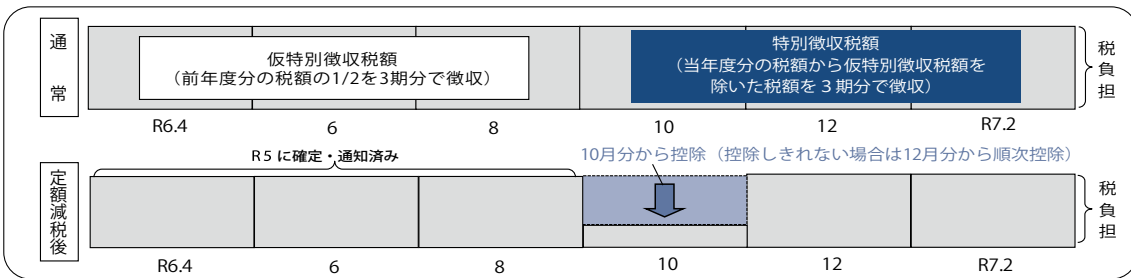
②普通徴収（事業所得者等の人）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の人）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



市県民税は、毎年1月1日現在に住所のある自治体に納める税金です。納税通知書は6月中旬にお届けします。

安来市では、事業所などから提出された給与支払報告書や、本年2～3月に申告いただいた内容をもとに、令和6年度の税額を決定しています。

広報やすぎ5月号でお知らせしたとおり、令和6年度から森林環境税（国税）として国内に住所のある個人に対して、個人住民税均等割と併せて1人年額10000円が課税されます。

令和6年度の主な改正点

◎個人住民税の定額減税について
わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税を実施します。

個人住民税の定額減税の概要は次のとおりです。

対象となる人
前年の合計所得金額が1805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額
本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※定額減税の対象となる人は、国内に住所を有する人に限ります。

※同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

その他

○減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。

○定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

○減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」を参照ください。

○所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」を参照ください。

【問い合わせ】

- ・定額減税専用ダイヤル
☎ 23・3031
- ・課税について 税務課市民税係
☎ 23・3040
- ・納税について 税務課収納係
☎ 23・3043

国民健康保険税

納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。

擬制世帯主世帯の場合、世帯主の所得は国民健康保険税の算定には含めません。ただし、軽減判定をする際は、その所得を含めて計算を行います。

国民健康保険税の軽減

（7割・5割・2割減額）

令和5年中の世帯の所得金額（擬制世帯主を含む）が一定以下の場合、均等割額と平等割額が所得に応じて軽減されます。（下表②・③）申請手続きは不要です。ただし、所得未申告者がある場合は判定ができず、軽減措置が適用されないことがあります。

※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等所得額から15万円を差し引いた額で軽減判定の計算をします。

納付方法

保険税の納付方法には、「特別徴収」と「普通徴収」があります。

①特別徴収

支給される年金から国民健康保

険税を差し引いて納めていただく方法で、次のすべてに当てはまる人が対象です。

- ・世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ・国民健康保険に加入している世帯主が年額18万円以上の年金を受給している

・国民健康保険に加入している世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、その世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない

※世帯主が年度途中で65歳ならびに75歳になる場合については、普通徴収で納付していただくことがあります。

※特別徴収に該当する人で、口座振替による納付を希望する世帯主は税務課の窓口へお申し出ください。

②普通徴収

納付書または口座振替で納付していただく方法で、特別徴収ではない人が対象です。納付月は6月～3月になります。

【問い合わせ】

- ・課税について 税務課市民税係
☎ 23・3040
- ・納税について 税務課収納係
☎ 23・3043
- ・資格について 市民課保険年金係
☎ 23・3084

令和6年度国民健康保険税率表（表）

算定区分	税率			説明
	医療保険分	支援金分	介護保険分	
①所得割	8.61%	2.11%	2.16%	国保加入者の前年の所得に応じて算定（令和5年中の所得－43万円）×所得割税率
②均等割	29,600円	7,530円	9,760円	国保加入者一人あたりとして算定
③平等割	21,190円	5,390円	4,540円	一世帯あたりとして算定
年税額	医療保険分・支援金分・介護保険分の各①～③を合計した額となります。ただし、介護保険分については、40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）にのみ適用されます。 ※令和6年度は、前年度からの税率の変更はありません。			
課税限度額	65万円	24万円	17万円	年税額の最高限度額